

2026 年度 文教大学大学院奨学金要項（秋募集）

文教大学大学院独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。

大学院全研究科生のうち、人物、学力ともに優秀で、健康であり、学資の支弁が困難であると認められる者に対し、奨学金を給付します。

1. 対象者

修士課程 1 年、博士課程 1 年 （注）留学生のうち、在留資格「留学」を有する方は対象外

※修士課程、博士課程の2年生以上は春学期に募集終了

2. 給付額

授業料の一部相当額

3. 出願方法

出願は所属校舎の窓口への提出または郵送提出（消印有効）で受け付けます。

対象者	提出先	送付住所
越谷校舎所属	越谷学生課 大学院奨学金担当	〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学越谷学生課
湘南校舎所属	湘南教育支援課 大学院奨学金担当	〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学湘南教育支援課
東京あだち校舎所属	東京あだち教育支援課 大学院奨学金担当	〒121-8577 東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学東京あだち教育支援課

4. 出願期間

2026 年 9 月 18 日（金）～2026 年 10 月 8 日（木）

5. 出願資格

大学院全研究科学生のうち、人物、学力ともに優秀で、健康であり、学資の支弁が困難であると認められる者。ただし、当該年度に給付される奨学金を受けている者又は受ける予定の者は、原則として除外する。（外部奨学金の併給不可条件等）

6. 給付方法

出願時に指定した口座に全額一括で振り込みます。

7. 出願書類

「出願ラベル」と「下記の①～③、⑦」の書類をすべて提出してください。

また、2025年1月2日以降に就職/転職等をした場合には、④～⑥の書類も併せて必要です。

N O	提出書類	備考
①	文教大学大学院奨学金 申込書 原本	・ 出願する院生本人がすべて記入すること。 ・ 押印はシャチハタ等スタンプ印不可。
②	所得証明書 原本 「本人」および「家族」 (父・母・配偶者など) ※一人暮らしであっても、家族の書類が必要です ※母親が専業主婦等で収入が無い場合は、「非課税証明書」を提出してください ※自治体によっては、課税証明書・非課税証明書と 呼称する場合があります。	・ <u>最新の所得（課税・非課税）証明書</u> ・ <u>無収入でも提出してください。</u> ・ 市区町村役所で発行 (発行後、3か月以内のもの) ※収入・所得金額欄が「****」等で目隠しされているものは受理できません。金額を記載するためには、当該年度の所得について、予め市民税の申告(収入の無い方は無収入であることを申告)をする必要があります。お住まいの市区町村にて、当該年度の所得を申告した上で、所得金額が記載された所得証明書を取得してください。(市民税申告の詳細はお住まいの市区町村にお問合せください。)
③	奨学金振込口座届 原本	・ 学生本人口座のみ使用可
↓ 2025年1月2日以降に就職・転職・退職をした場合は、下記の書類を提出すること。		
↓ 転職し、給与所得の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）		
④	ア) 2025年12月までに勤務開始した方	次の①②のすべて ①2025年の源泉徴収票（コピー可） ②2026年1月から出願時までの毎月の給与明細 (給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）
	イ) 2026年1月以降に勤務開始している方	次の①②のすべて ①年収見込証明書（2026年分）（本学指定書式） ②2026年1月から出願時までの毎月の給与明細 (給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）
↓ 転職し、給与外所得（自営業等）の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）		
⑤	ア) 2025年12月までに事業を開始した方	次の①②のすべて ①2025年の確定申告書の控（コピー可） ②所得見込証明書（本学指定書式）
	イ) 2026年1月以降に事業開始した方	・ 所得見込証明書（2026年分）（本学指定書式）
⑥	退職・廃業し、現在無収入の場合	・ 無収入である旨の誓約書（本学指定書式）

※本学指定書式は、学生課/教育支援課HPから印刷してください

⑦ 成績を証明する書類（全員提出）

対象	期間	提出書類
2.3年生（春期出願）	1学年春学期から現在まで	成績通知書（B!Naviのデータ画面）または単位成績証明書（コピー可）
1年生（秋期出願）	1学年春学期	

8. 出願後の流れ

提出された書類及び成績を基に書類選考及び面接を行います。

2026 年 10 月 8 日 (木)	書類の提出締切
2026 年 10 月下旬～11 月上旬予定	面接 (※詳細は G-mail で連絡)
2026 年 11 月中旬	採用者発表
2026 年 12 月中旬	奨学金給付

9. 特記事項

出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。

- ・ 出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・ 給付は一度のみです。次年度も本奨学金の給付を希望する場合は、再度、出願が必要になります (ただし、再度採用されるとは限りません)。
- ・ 奨学金の給付後に、退学・除籍等により奨学生の資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

以上